

## 鍼灸マッサージ療養費の算定基準の見直し

### 1 改定率

平成22年度の診療報酬改定における医科外来の改定率が0.31%であったことを踏まえ、+0.15%とする。

### 2. 算定基準の見直し

#### (1) はり、きゅう

① 1術（はり又ははきゅうのいずれか一方）の施術料金

〈初 回〉

2,330円	→	初検料	1,405円 (+270円)
	→	施術料	1,195円 ( - )

〈電気針等使用時〉

(初 回) 2,360円	→	初検料	1,405円 (+270円)
	→	施術料	1,195円 ( - )
	→	電療料	30円 ( - )

(その他) 1,225円	→	施術料	1,195円 ( - )
	→	電療料	30円 ( - )

② 2術（はり、きゅう併用）の施術料金

〈初 回〉

2,680円	→	初検料	1,455円 (+270円)
	→	施術料	1,495円 ( - )

〈電気針等使用時〉

(初 回) 2,710円	→	初検料	1,455円 (+270円)
	→	施術料	1,495円 ( - )
	→	電療料	30円 ( - )

(その他) 1,525円	→	施術料	1,495円 ( - )
	→	電療料	30円 ( - )

#### (2) あん摩・マッサージ・指圧

〈施術料〉

1局所につき 255円 → 260円 (+5円)

変形徒手矯正術 530円 → 535円 (+5円)

### 3. 実施時期

平成22年6月1日

【照会先】

厚生労働省保険局医療課

清原 範久、津田 清

tel: 03-5253-1111 内線.3275

